

■一宮市居住支援協議会の設立趣旨について(案)

【設立趣旨】

- 福祉の支援を必要とする方の「居住の確保」と「居住継続」の問題が社会課題となっている
- 課題の認識と解決には、「関係者における相互の情報共有」と「解決に向けた一体的な支援の提供」が必要となる
- また、現場で支援を提供するプレイヤーの活動環境の整備が必要となる
- このような背景から、①多様な関係者をつなぎ、②関係者がそれぞれの業務範囲や得意分野を活かし、③相談者の課題の解決とお互いの活動・支援のすきまを埋めるための連携・協働のプラットフォームとして「一宮市居住支援協議会」を設立する

<設立趣旨 本文(案)>

現在、高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者、外国人などで福祉の支援を必要とする方の居住の確保やその後の居住継続の問題などが社会課題となっており、本市においてもその対応が求められています。

その課題の認識と解決のためには、賃貸住宅に関わる企業や団体、生活支援に関わる組織や団体、公的機関、行政が相互に情報や課題を共有し、解決に向けた支援を一体的に提供していく必要があります。

また、本市においては、すでに様々な属性の方に対して支援やサービスが提供されています。そのような現場で支援をされているプレイヤーの方が活動しやすい環境を整えていくことも同時に求められています。

このような背景から、多様な関係者をつなぎ、関係者がそれぞれの業務範囲や得意分野を活かし、相談者の課題の解決とお互いの活動・支援のすきまを埋めるための連携・協働のプラットフォームとして「一宮市居住支援協議会」を設立することとします。

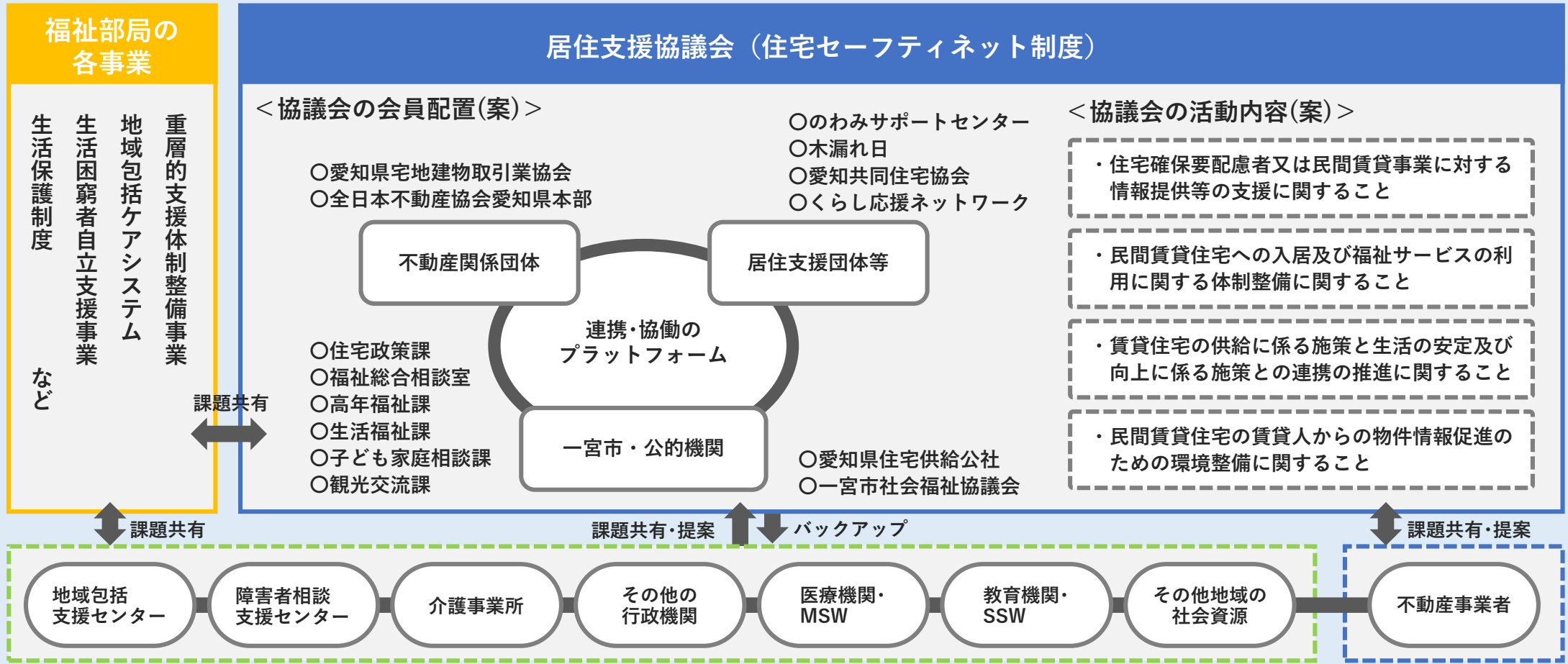
【居住支援協議会の体制整備】

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携した居住支援ネットワークを構築
- 住宅確保要配慮者が抱える課題に対して、「住宅」と「福祉」が緊密に連携し、相談から入居前、入居中、退去時までの一体的な支援体制を構築
- 住まいを提供する大家、管理会社等の民間賃貸事業者が抱える課題を共有し、安心して住まいを提供できる体制を構築



現状の属人的なつながりを活かしながら、
持続可能な支援体制を目指し、
連携・協働のプラットフォームの構築へ

- ✓ スモールスタートから成長を続ける体制づくり
- ✓ 暮らしを支える住宅と福祉の仲間づくり
- ✓ 支援現場を重視した協議会活動の体制づくり



【居住支援協議会の構成員に求められる役割】

不動産関係団体

- 愛知県宅地建物取引業協会
- 全日本不動産協会愛知県本部

- ✓賃貸入居に関する課題の共有、提案
- ✓居住支援ニーズに沿った賃貸物件の掘り起こし
- ✓不動産事業者との調整 など

居住支援団体等

- のわみサポートセンター
- 木漏れ日
- 愛知共同住宅協会
- くらし応援ネットワーク

- ✓居住支援ニーズに関する課題の共有、提案
- ✓支援現場のプレイヤーとの連携による支援の提供
- ✓各居住支援法人等の強みを活かした支援 など

居住支援協議会

連携・協働のプラットフォーム

- ✓課題の集約
- ✓資源の掘り起こし
- ✓現場のつながり支援
- ✓現場のスキルアップ
- ✓各施策間の連携調整

住宅供給公社

- 愛知県住宅供給公社

- ✓県営住宅に関する情報提供
- ✓公的賃貸住宅に関する情報提供
- ✓賃貸入居に関する課題の共有、提案
- ✓県居住支援協議会との調整 など

社会福祉協議会

- 一宮市社会福祉協議会

- ✓福祉的ニーズの課題の共有、提案
- ✓福祉支援・サービスの調整、提供
- ✓入居者中の見守り支援に関する課題の共有、提案
- ✓支援現場のプレイヤーの連携に係る調整 など

住宅部局

- 住宅政策課

- ✓市営住宅に関する情報提供
- ✓不動産事業者とのつながりを活かした民間賃貸物件の情報提供
- ✓公営住宅の空き室の利活用に向けた施策検討
- ✓各施策間の調整 など

福祉部局等

- 福祉総合相談室
- 生活福祉課
- 高年福祉課
- 子ども家庭相談課
- 観光交流課

- ✓高齢、障害、生活困窮、子育て世帯、外国人等への福祉的支援
- ✓市民が相談しやすい環境整備
- ✓福祉支援・サービスの調整、提供
- ✓各施策間の調整 など

【居住支援協議会による連携・協働体制】

【住まい】

協力不動産店

不動産事業者

県営・市営住宅

その他地域の
社会資源

障害者
グループホーム

ケアマネージャー

地域包括支援センター

保護司

弁護士

葬祭業

障害者相談
支援センター

医療関係者

MSW・SSW

民生・児童委員

自治会・町内会

国際交流協会

愛知県宅地建物取引業協会

全日本不動産協会愛知県本部

不動産関係団体

愛知県住宅供給公社

住宅政策課

福祉総合相談室

子ども家庭相談課

高年福祉課

居住支援協議会

一宮市・公的機関

のわみサポートセンター

くらし応援ネットワーク

木漏れ日

愛知共同住宅協会

居住支援団体等

社会福祉協議会

生活福祉課

観光交流課

【支援】

居住支援団体

居住支援法人

その他地域の
社会資源

【福祉】

その他地域の
社会資源

〇一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会会則(案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下、「本会」という。)という。

(目的)

第 2 条 本会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第 2 条に規定する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、一宮市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、法第51条第 1 項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として設置するものとする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進に関すること。
- 四 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 五 その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第 2 章 役員

(役員の種別及び選任)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
- 二 副会長 1 名

2 役員は、以下のとおりとする。

- 一 会長は、一宮市建築部住宅政策課長とする。

- 二 副会長は、本会の会員の互選によりこれを定める。

3 前項の互選は、会員の半数以上の出席による無記名投票の方法で行い、有効投票の最多数を得た者をもって副会長とする。ただし、投票数の同じ者が 2 人以上あるときは、くじで定める。

4 前項の規定にかかわらず、会員中に異議がないときは、第 2 項第二号の互選を、指名推薦の方法を用いて行うことができる。

(役員の任務)

第 6 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第 3 章 組織

(総会)

第 8 条 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- 一 本会の事業計画に関すること
- 二 本会の事業報告に関すること
- 三 本会会則の制定及び改廃に関すること
- 四 専門部会の設置に関すること
- 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること

3 臨時総会は、開催するまでの期間、内容その他の事由を勘案し、会長が認める場合にあっては文書による照会をもってこれに代えることができる。ただし、会員からの請求により臨時総会を開催する場合を除く。

4 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第 9 条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総

会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(専門部会)

第10条 本会は、第 3 条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議、検討するために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長は会長が指名する。

3 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務等を行うために、一宮市建築部住宅政策課に事務局を置く。

第 4 章 雑則

(秘密の保持)

第12条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 総会、臨時総会、専門部会において、第 1 項の規定による措置として、原則、非公開の会議とする。ただし、会長が必要と認める場合は公開の会議とすることができる。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 7 年 3 月〇日から施行する。

○一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会 会則(案)

別表（第 4 条関係）

不動産関係団体	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会	
	公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部	
居住支援団体等	特定非営利活動法人のわみサポートセンター	
	一般社団法人木漏れ日	
	公益社団法人愛知共同住宅協会	
	特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク	
公的機関	愛知県住宅供給公社	
	社会福祉法人一宮市社会福祉協議会	
行政機関	一宮市	建築部住宅政策課
		福祉部福祉総務課福祉総合相談室
		福祉部高年福祉課
		福祉部生活福祉課
		子ども家庭部子ども家庭相談課
		活力創造部観光交流課

一宮市居住支援協議会の今後の取組みについて(案)

【分析】2024年度に実施した居住支援勉強会のグループワークから見えてきた居住支援協議会に求めるニーズ

入居前

- 相談窓口の周知、支援の見える化
- ニーズに合った住まいの情報提供
- 緊急連絡先の確保
- 住まい探しの同行や契約手続きのサポート
- 緊急的な住まいの確保

入居中

- 見守り支援（親族以外）
- 入居者に係る相談・つなぎ先の確保
- 就労支援、家計改善支援
- 地域での居場所づくり
- 支援者同士のつながり

退去時

- 残置家財等の対応
- 死後事務の対応
- 退去者に係る相談・つなぎ先の確保
- 保険等を活用した大家負担の軽減

【2025（令和7）年度の取組み（案）】

【住まい探し支援体制の構築】

○協力不動産店登録制度の創設

- ・一宮市居住支援協議会の活動に賛同し、市内の賃貸物件を紹介・提供できる不動産事業者に対して、福祉部局でアセスメントを行った入居希望者との住まいのマッチングを行う

新

【つなぎ支援体制の構築】

○居住支援勉強会等の開催

- ・現場で支援を提供する関係者が集まり、現場での困りごとについて意見交換できる場の提供や支援の現場における課題の抽出・成功ケースの共有などを行う

継

【居住支援の取組み周知】

○居住支援ニュースレターの発行

- ・居住支援に関するトピックなどの情報提供、居住支援協議会の取組みや居住支援勉強会等の報告、現場で支援を行う居住支援法人などの団体の紹介などを行う

継

【2026（令和8）年度以降の取組み（中長期的なビジョン）案】

支援現場でのニーズをキャッチし、居住支援のフィールドを整える環境整備に取り組む（想定される取組みの例を示す）

○居住支援協議会のパンフレットの作成

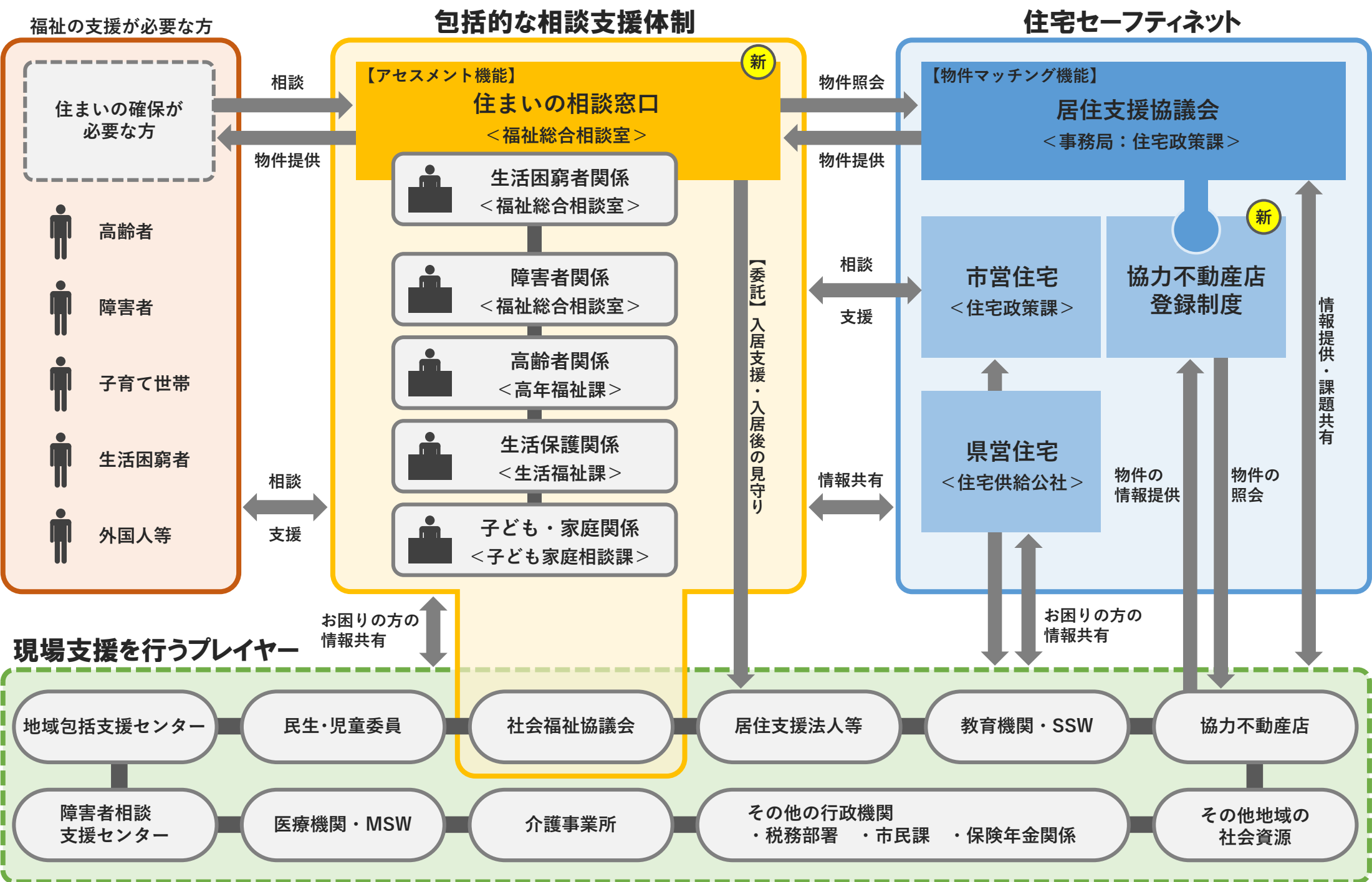
- ・居住支援協議会の周知
- ・相談窓口の周知（行政・相談機関）
- ・支援制度の周知

○居住支援勉強会等の開催

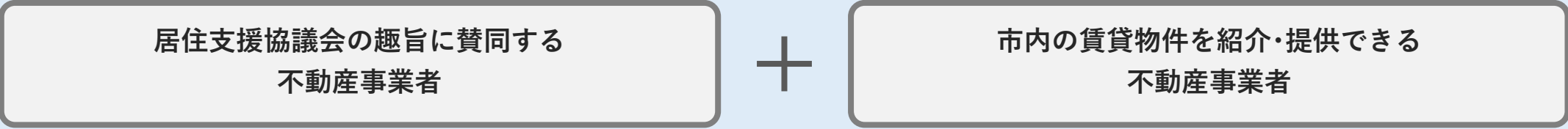
- ・現場支援者の意見交換の場の提供
- ・各属性におけるケース対応研修
- ・支援現場での課題の抽出
- ・成功ケースの共有

○課題解決に向けた検討部会の設置

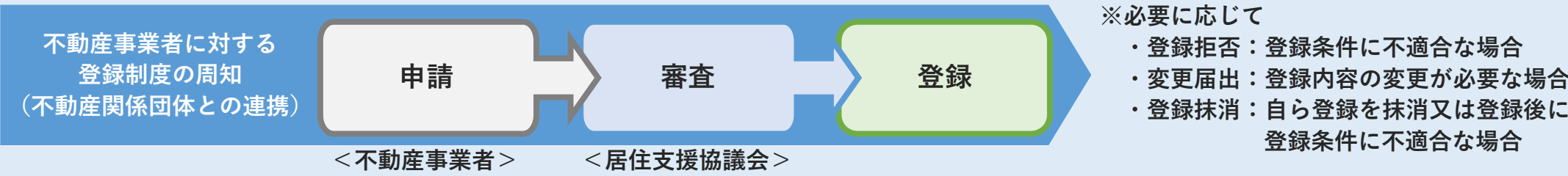
- ・サブリース方式による住まい確保
- ・緊急連絡先の確保
- ・見守り支援の方法
- ・残置家財等の対応方法
- ・死後事務委任の対応方法



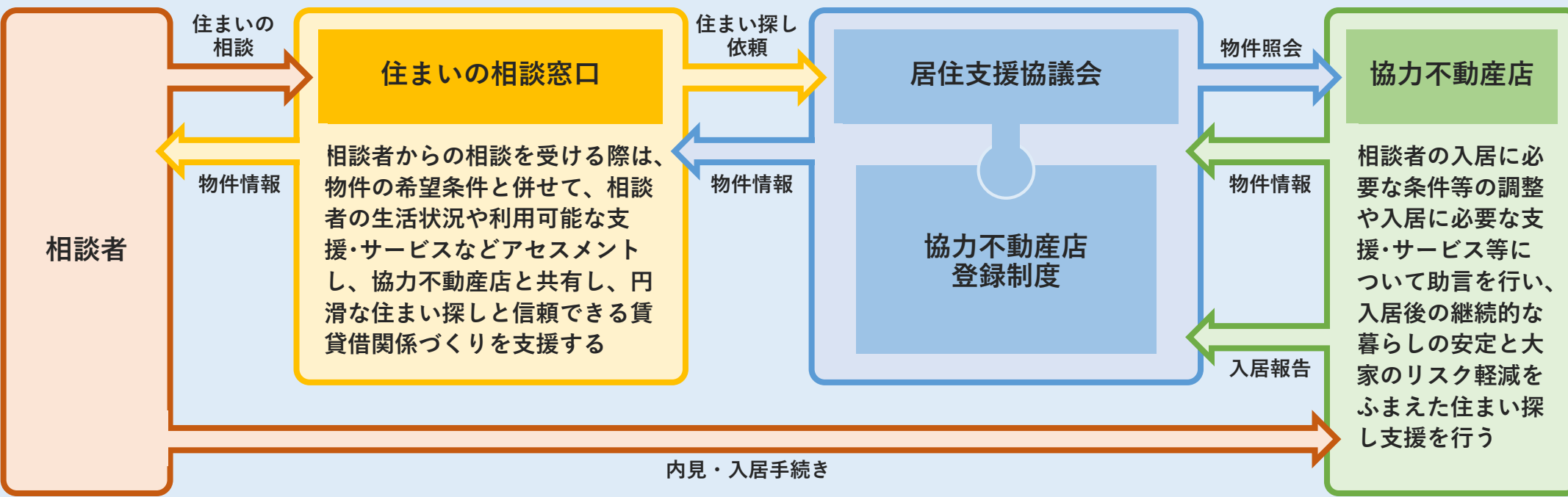
【協力不動産店の登録要件】



【協力不動産店の登録促進・申請の流れ】



【協力不動産店との住まい探し支援の流れ】



○協力不動産店登録制度実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「協議会」という。）が行う協力不動産店登録制度の実施に必要な事項を定め、住宅確保要配慮者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。）への入居支援を行う体制を構築し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「協力不動産店」とは、民間賃貸住宅の賃貸又は管理若しくは仲介を実施する事業者で、住宅確保要配慮者を受け入れられる住宅の情報を提供する者として協議会の登録を受けた者をいう。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次に掲げる業務をいう。

- (1) 協力不動産店の募集及び登録業務
- (2) 住宅確保要配慮者へ協力不動産店から提供された物件情報等の提供業務
- (3) 協力不動産店との調整業務
- (4) その他目的達成のために必要な業務

（事業対象者）

第4条 事業対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅確保要配慮者であること。
- (2) 本市内の民間賃貸住宅等への入居を希望する者であること。
- (3) 民間賃貸住宅等の家賃及び居住支援サービス等に係る費用を負担できる見込みがあること。

（協力不動産店の登録）

第5条 協議会の活動趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者を受け入れられる住宅の情報を提供する民間賃貸住宅の賃貸又は管理若しくは仲介を実施する不動産事業者は、協議会の登録を受けることができる。

（協力不動産店の登録申請）

第6条 前条の登録を受けようとする者は、協力不動産店登録申請書（様式第1号）に別に定める必要書類を添付して、協議会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（協力不動産店の登録通知）

第7条 会長は、第5条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を協力不動産店登録通知書（様式第2号）により当該登録を受けた者に通知しなければならない。

（協力不動産店の登録拒否）

第8条 会長は、第5条の登録をする者が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第6条の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
 - (2) 法第11条第1項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当した場合
 - (3) その他会長が不適当と認める場合
- 2 会長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、協力不動産店登録拒否通知書（様式第3号）を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

（協力不動産店の変更登録）

第9条 協力不動産店は、登録内容に変更があったときは、協力不動産店変更届出書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該届出に係る登録事項が第8条第1項各号に適合しないと認める場合又は第10条の規定により登録を取り消す場合を除き、変更の登録をしなければならない。

（協力不動産店の登録抹消）

第10条 会長は、協力不動産店が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消しなければならない。

- (1) 協力不動産店から協力不動産店登録抹消申請書（様式第5号）が提出されたとき

- (2) 第8条第1項各号のいずれかに該当した場合
- (3) 不正な手段により第5条の登録を受けた場合
- (4) その他会長が不適当と認める場合

2 会長は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、協力不動産店登録抹消通知書（様式第6号）を当該協力不動産店に通知しなければならない。

（協力不動産店の役割）

第11条 協力不動産店は、協議会及び居住支援団体等と連携し、事業対象者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定を図るように努めなければならない。

2 協力不動産店は、事業対象者が民間賃貸住宅に入居することが確定した場合には、速やかにその旨を協議会に報告しなければならない。

（秘密の保持義務及び個人情報の保護）

第12条 協議会及び協力不動産店は、本事業を実施するにあたって知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 協議会及び協力不動産店は、本事業を実施するにあたり、事業対象者の個人情報をを用いる場合には当該事業対象者からあらかじめ同意を得なければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。